

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社コマースOneホールディングス

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 2020年5月22日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 株式会社コマースOneホールディングス

【英訳名】 Commerce One Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 岡本 高彰

【本店の所在の場所】 東京都千代田区四番町6番地東急番町ビル

【電話番号】 03-5745-3888 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼管理本部長 田中 耕一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区四番町6番地東急番町ビル

【電話番号】 03-5745-3888 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼管理本部長 田中 耕一

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	8
第4【経理の状況】	9
1【四半期連結財務諸表】	10
2【その他】	21
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	22
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第1四半期 連結累計期間
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日
売上高	(千円)	510,547
経常利益	(千円)	79,906
親会社株主に帰属する四半期純利益	(千円)	49,718
四半期包括利益	(千円)	△27,092
純資産額	(千円)	1,246,387
総資産額	(千円)	2,031,220
1株当たり四半期純利益	(円)	4,129.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	3,741.36
自己資本比率	(%)	61.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、堅調な雇用情勢と企業業績の改善が継続するなか、個人消費が持ち直し設備投資が増加傾向にあり、景気は緩やかに改善しています。一方で、輸出の弱含みが一部に見られ、先行きについては、米中の貿易摩擦や欧州経済感など、世界経済の不透明な状況は続いております。

2018年度経済産業省「電子商取引に関する市場調査」によると、当社グループの事業分野であるBtoC-EC市場規模は前年比8.96%増の17兆9,845億円となりうち物販系分野は前年比8.12%増の9兆2,992億円となりました。

このような状況下において、当社グループのECプラットフォーム事業における売上高は510,547千円、営業利益は84,105千円、経常利益は79,906千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は49,718千円となりました。

なお、当社グループは「ECプラットフォーム事業」の単一セグメントのため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

財政状態は次のとおりであります。

総資産につきましては、2,031,220千円となり、前連結会計年度末に比べ57,749千円減少いたしました。流動資産は1,191,944千円となり、前連結会計年度末に比べ66,418千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が66,622千円増加したことによるものであります。

固定資産は839,276千円となり、前連結会計年度末に比べ124,167千円減少いたしました。これは、主に投資その他の資産が122,142千円減少したことによるものであります。

負債につきましては、784,833千円となり、前連結会計年度末に比べ30,656千円減少いたしました。これは、主に繰延税金負債が35,439千円減少したことによるものであります。

純資産につきましては、1,246,387千円となり、前連結会計年度末に比べ27,092千円減少いたしました。これは、主にその他有価証券評価差額金が76,811千円減少したことによるものです。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の61.0%から61.4%となりました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
A種優先株式	5,000
B種優先株式	5,000
C種優先株式	5,000
計	35,000

(注) 2019年12月17日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2019年12月18日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を36,117株増加し、48,156株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,039	12,039	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。
A種優先株式	400	400	非上場	(注) 1
計	12,439	12,439	—	—

(注) 1 四半期報告書提出日現在、買取消却を実施したためA種優先株式はありません。なお、A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

A種優先株式

(1) 議決権

A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(2) 種類株主総会の決議を要しない事項

当会社が、会社法第322条第1項に規定する行為をする場合においては、A種優先株主に損害を及ぼすおそれがあるときであっても、当該種類株主総会の決議を要しない。

(3) 優先配当権

- ① 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、当初のA種優先株式1株あたりの払込金額（以下、「A種優先株式払込金額」という。）である金50,000円に年5%を乗じて得た額の金銭（1円未満の端数は切り捨てる。以下、「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該金額は後記(6)②bに従ってA種優先株式払込金額の調整が行われる場合、当該調整の比率に応じて適切に調整される。

- ② ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する1株あたりの剰余金

配当額がA種優先配当金の額に満たない時は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、2株当たりのA種優先株式払込金額にA種優先転換比率（後記（6）① b で規定する。）を乗じた金額を金銭、または他の保有資産にて分配する。

ただし、当該金額は後記（6）② a 乃至 c に従ってA種優先株式払込金額または取得価額の調整が行われる場合、当該調整の比率に応じて適切に調整される。

残余財産の額が上記金額に不足するときは、A種優先株式1株につき、残余財産の額に相当する額を発行済みのA種優先株式の数で除して得た額を金銭、または他の保有資産にて分配する。

なお、上記いずれの場合も、1円未満の端数は切り捨てる。

- ② 前項による支払いがなされた後に残余財産があるときは、すべての種類の株主及び同登録株式質権者に対し、保有する株式の数の比率によって按分して分配する。

(5) 株式の分割・併合、新株引受権の付与

- ① 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割または併合の割合は、普通株式とA種優先株式との間で同一とする。

- ② 当社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、株式、新株予約権、または新株予約権付社債の割当てを受ける権利をそれぞれ与える。

ただし、割当てを受ける権利は、普通株式1株、A種優先株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込期日の翌日から、以下に定める条件で、A種優先株式と引換えに当社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。

なお、転換による普通株式数を計算するために用いる比率を「A種優先転換比率」という。

A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

- ① 取得と引換えに交付すべき普通株式数

- a A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数の算定方法は以下のとおりとする。

ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、会社法第167条第3項に定める方法による調整を行う。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式} = \text{A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数} \\ \times \text{A種優先転換比率}$$

- b A種優先転換比率は次のとおりとする。

$$\text{A種優先転換比率} = \text{A種優先株式払込金額} \div \text{取得価額}$$

- c 当初のA種優先株式払込金額は金50,000円とし、当初のA種優先株式1株あたりの取得価額（以下、「取得価額」という。）は金16,000円とする。

- ② 取得価額及びA種優先株式払込金額の調整

前記（6）① c に定めるA種優先株式払込金額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

なお、下記いずれの場合も、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

- a A種優先株式発行後、当社が普通株式の分割（株式の無償割当を含む。）または併合を行う場合、以下の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割の基準日以降、

株式の無償割当の効力発生日（基準日が定められている場合はその基準日）以降または株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 1 ÷ 分割・併合の比率

- b 当社がA種優先株式につき株式の分割（株式の無償割当を含む。）または併合を行う場合、以下の算式によりA種優先株式払込金額を調整する。

調整後のA種優先株式払込金額は、株式の分割の基準日以降、株式の無償割当の効力発生日（基準日が定められている場合はその基準日）以降または株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

調整後A種優先株式払込金額 = 調整前A種優先株式払込金額 × 1 ÷ 分割・併合の比率

- c 前記（6）② a 及び b に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主の同意を得たうえ、合理的な範囲において取得価額の調整を行うものとする。ただし、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主が、取得価額の調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、取得価額の調整は行わない。

（i）合併、株式交換、株式移転、会社分割、または資本金の額の減少のために取得価額の調整を必要とする時。

（ii）（i）のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とする時。

（7）取得条項

当社は、当社が株式上場するべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりA種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。

ただし、A種優先株主が普通株式を取得した後6か月以内に当社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6か月経過後1か月以内に本取得条項の規定に基づき普通株式の交付をうけたA種優先株主が、当社に対し書面により要請した場合には、本取得条項の規定に基づいた普通株式の交付は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

（8）議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

（2）【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	12,439	—	100,000	—	50,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 400	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,039	12,039	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,439	—	—
総株主の議決権	—	12,039	—

(注) 1. 普通株式、種類株式の内容については「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しています。

② 【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成2007年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2019年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	948,067
売掛金	133,825
仕掛品	12,947
前払費用	61,944
未収還付法人税等	33,394
その他	2,894
貸倒引当金	△1,128
流動資産合計	1,191,944
固定資産	
有形固定資産	91,429
無形固定資産	158,846
投資その他の資産	
投資有価証券	468,948
その他	128,226
貸倒引当金	△8,174
投資その他の資産合計	589,000
固定資産合計	839,276
資産合計	2,031,220

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2019年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	67,058
短期借入金	120,000
前受金	323,422
未払法人税等	10,394
賞与引当金	9,183
その他	175,679
流動負債合計	705,738
固定負債	
繰延税金負債	40,470
資産除去債務	33,315
その他	5,308
固定負債合計	79,094
負債合計	784,833
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	50,000
利益剰余金	897,169
株主資本合計	1,047,169
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	199,218
その他の包括利益累計額合計	199,218
純資産合計	1,246,387
負債純資産合計	2,031,220

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	510,547
売上原価	224,935
売上総利益	285,611
販売費及び一般管理費	201,506
営業利益	84,105
営業外収益	
受取利息	11
補助金収入	500
その他	152
営業外収益合計	663
営業外費用	
支払利息	228
為替差損	4,634
営業外費用合計	4,862
経常利益	79,906
税金等調整前四半期純利益	79,906
法人税、住民税及び事業税	20,309
法人税等調整額	9,878
法人税等合計	30,187
四半期純利益	49,718
親会社株主に帰属する四半期純利益	49,718

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

		当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益		49,718
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	△76,811	△76,811
その他の包括利益合計	△76,811	△76,811
四半期包括利益		△27,092
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		△27,092
非支配株主に係る四半期包括利益		-

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	12,603千円
のれんの償却額	500千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、ECプラットフォーム事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益	4,129円82銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	49,718
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	49,718
普通株式の期中平均株式数(株)	12,039
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,741円36銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	1,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

(A種優先株式の取得及び消却)

当社は資本政策の一環として、2019年6月26日開催の株主総会決議に基づき、2019年10月25日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として現金を交付しております。当該A種優先株式については、2019年10月18日開催の取締役会決議により、2019年10月25日付で会社法第178条に基づき当該A種優先株式を全て消却しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種優先株式 400株

2. 株式の取得価額の総額

347,500,000円

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は2019年12月17日開催の取締役会にて、株式分割を行う旨を決議するとともに、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年1月9日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき300株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 12,039株

今回の株式分割により増加する株式数 3,599,661株

株式分割後の発行済株式総数 3,611,700株

株式分割後の発行可能株式総数 14,446,800株

(3) 株式分割の日程

公告日 2019年12月25日

基準日 2020年1月9日

効力発生日 2020年1月10日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が当第1四半期累計期間の期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益	13円77銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12円47銭

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年12月25日

株式会社コマースOneホールディングス

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

戸田原 吉隆



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森田 祥臣



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コマースOneホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コマースOneホールディングス及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上